

○豊後高田市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査規程

平成17年4月19日

告示第50号

改正 平成18年1月18日告示第3号

平成31年3月28日告示第32号

(趣旨)

第1条 この規程は、豊後高田市契約規則(平成17年豊後高田市規則第44号)第22条及び第37条の規定により豊後高田市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務の契約に係る競争入札(以下「入札」という。)に参加しようとする者の資格審査及び入札参加者等の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる者にあつては、その事実があつた後、2年を経過した者であること。
- (3) 営業に関し、法令上登録等を必要とする場合にあつては、それらの登録等を受けている者又は営業を開始している者であること。
- (4) 市税を完納している者であること。

(審査の申請及び時期)

第3条 資格審査を受けようとする者は、所定の競争入札参加資格審査

申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 営業に必要な登録等を受けたことを証する書類の写し
  - (2) 業務実績調書
  - (3) 技術者経歴書
  - (4) 営業経歴書
  - (5) 代表者身元証明書(法人にあつては商業登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長発行の身元証明書)
  - (6) 営業所一覧表
  - (7) 財務諸表
  - (8) 経営規模等総括表
  - (9) 委任状(委任がある場合)
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類
- 2 申請書の提出時期は、平成17年を初年とする隔年の2月1日(以下「審査基準日」という。)から同月末日までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、新たに資格審査を受けようとする場合は、4月1日から11月30日までの期間においても申請書を提出することができる。

(資格審査)

第4条 資格審査は、前条の規定により申請書を提出した者(以下「申請者」という。)について、次に掲げる審査項目により行い、資格の有無を認定する。

- (1) 審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度及びその前年度の年間平均契約実績高
- (2) 経営規模
  - ア 自己資本額
  - イ 従業員数

(3) 経営比率

ア 流動比率

イ 自己資本固定比率

ウ 総資本純利益率

(4) 営業年数

(有資格者名簿への登録)

第5条 市長は、前条の規定により資格を有する者(以下「有資格者」という。)を認定したときは、入札参加有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録するものとする。

(資格の有効期間)

第6条 有資格者名簿に登録された者の資格の有効期間は、その認定の日の翌日から翌年度の末日までとする(第3条第3項の申請に係る資格の有効期間は、同条第2項に係る資格の有効期間の残存期間とする。)。ただし、引き続き次年度分の申請書を提出した者については、その申請に係る資格の認定の日までとする。

(審査結果の通知)

第7条 市長は、第5条の規定により資格の有無を認定したときは、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた申請者は、審査結果について異議があるときは、30日以内に市長に申請し、資格の再審査を請求することができる。

(申請事項の変更)

第8条 有資格者は、第3条の規定による申請書及び添付書類に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(資格の停止又は取消し)

第9条 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格を停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 第2条の規定による資格の要件を有しなくなったとき。
- (2) 他の官公署に対する不正行為等により、その指名を停止又は取り消されたとき。
- (3) 申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (4) 有資格者の認定を受けた後に経営状況が著しく悪化したとき、又は契約の履行が不良のとき。

2 市長は、前項の規定により資格の停止又は取消しを行った場合は、その旨を通知するものとする。

(入札参加者の選定)

第10条 市長は、入札参加者を指名するときは、有資格者名簿に登録された者の中から次に掲げる事項に留意して選定するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 業務成績及び手持業務の状況
- (3) 経営状態
- (4) 当該業務における技術的適正

(入札参加者選定の特例)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、有資格者名簿に登録された者以外の者を入札に参加させることができる。

- (1) 性質又は目的により必要があるとき。
- (2) 災害等により緊急を要するとき。
- (3) 特別な技術を要するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

(随意契約の方法による場合の規定の準用)

第12条 前2条の規定は、随意契約の方法による場合の請負者の選定について準用する。この場合において第10条中「入札参加者を指名」とあるのは「請負者を選定」と、前条中「を入札に参加させる」とある

のは「と随意契約を締結する」とそれぞれ読み替えるものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に提出されている申請書及び添付書類については、この告示の相当規定により提出されたものとみなす。

(資格の認定に関する暫定措置)

3 第4条の規定により認定する資格は、当分の間大分県の認定した資格によるものとする。

4 前項の措置をとった場合は、第3条第1号に規定する書類は、市長が別に定める書類を除き、これを省略することができる。

(審査結果の通知に関する暫定措置)

5 附則第3項の規定により資格の認定が大分県の認定した資格によることとされている間は、第7条第1項に規定する審査結果の通知は行わないものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成18年1月18日告示第3号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成31年3月28日告示第32号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。